



国土入企第33号
平成25年2月25日

(一社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の
積算方法等に関する試行について

平成25年2月19日に開催した第5回復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会において公表した「国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策の運用状況」のうち、労働者宿舎設置の積算方法等について、別添1のとおり、被災三県で実施される国土交通省直轄工事における試行に係る運用を、東北・北陸地方整備局あて通知するとともに、被災三県及び仙台市に対しては、別添2のとおり、国土交通省の対応を参考にして、適切な積算に努めるよう通知しています。

貴団体におかれましては、この旨を了知して頂くとともに、必要に応じて、会員、傘下団体等に周知頂きますようよろしくお願いします。

別添1

国技建8号
平成25年2月22日

東北地方整備局 技術調整管理官 殿
北陸地方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の積算方法等に関する
試行について

東日本大震災の復旧・復興事業の進捗に伴う宿泊需要の急増や宿泊施設の被災等により、復旧・復興事業の労働者の宿泊施設が近隣で確保できない地域が生じている。

このような地域においては、復旧・復興事業として行う工事に従事する労働者の宿舎を設置せざるを得ないことが想定されるが、その場合の積算方法等については、当面、下記により試行することとしたので、適切に運用されたい。

記

- 「土木請負工事の共通仮設費算定基準」(平成20年3月24日国官技第314号)において、労働者宿舎の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用は、共通仮設費率に含まれる部分とされているが、以下の工種では、通常労働者宿舎の設置を行わないため、過去の実績に基づいて設定している共通仮設費の率計上分に、設置・撤去に要する費用が実質的に含まれていない。このため、東日本大震災被災地で特に被害が大きい岩手県、宮城県及び福島県において行う土木請負工事で労働者宿舎の設置を契約条件とする場合には、共通仮設費の積上げ分として労働者宿舎の設置・撤去に要する費用を計上することとする。

- 共通仮設費(率計上分)に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工種:
河川工事、河川・道路構造物工事、海岸工事、道路改良工事、鋼橋架設工事、P・C橋工事、舗装工事、砂防・地すべり等工事、公園工事、電線共同溝工事、情報ボックス工事、道路維持工事、河川維持工事、共同溝等工事、下水道工事

2. 契約関係図書に建設する宿舎の戸数を明示した上で、「建設業付属寄宿舎規定(厚生労働省)」及び「望ましい建設業寄宿舎に関するガイドライン(厚生労働省)」を満たす仕様の労働者宿舎の設置費用を、共通仮設費営繕費の積上げ額として計上することとする。なお、一戸あたりの単価については、複数者の見積りを参考にするなどにより、適切に設定することとする。

3. 宿舎を撤去する場合は、撤去費用を共通仮設費営繕費の積上げ額として計上することとする。使用後に施設を引き継ぐ場合には、撤去費用は計上しないこととする。

4. 宿舎の維持・補修に要する費用、用地の借料及び固定資産税等の租税公課等の宿舎の維持・管理に要する費用については、共通仮設費の率計上分及び現場管理費に含まれていることとする。

このため、本通知に基づいて設置された宿舎の維持・管理を行う工事において、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(平成24年6月27日、国技建第3号)に基づく被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を行う場合には、当該通知「3. (3) 設計変更の対象項目」に、「土木請負工事の共通仮設費算定基準(昭和55年2月22日付建設省官技発第89号、最終改正:平成20年3月24日付国官技第314号)」における下記1)の項目及び「土木請負工事工事費積算基準(42年7月20日付建設省官技発第35号、最終改正:平成24年3月30日付国官技第343号)」における下記2)の項目を加えて運用することとする。

- 1) 「9. (1)ロ 労働者宿舎の営繕(設置・撤去・維持・補修)に要する費用」のうちの労働者宿舎の維持・補修に要する費用
- 2) 「3. (2)(ハ)租税公課」

5. 特記仕様書への記載事項例は以下のとおりとする。

第〇条 本工事では、当該工事に必要な建設労働者宿舎として、
「建設業付属寄宿舎規定(厚生労働省)」及び「望ましい建設業寄宿舎に関するガイドライン(厚生労働省)」を満たす宿舎〇〇戸を、(〇〇県〇〇市〇〇地先(若しくは〇〇市内で発注者が指定する土地)に)設置(・撤去)及び維持・補修することとする。

<引き継ぐ場合>

第〇条 本工事で設置した建設労働者宿舎については、工事完了後は〇〇(引き継ぎ先又は「発注者が指定する者」)へ引き継ぐものとする。

以 上

別添2

国土入企第32号
平成25年2月25日

岩手県主管担当部局長 殿
宮城県主管担当部局長 殿
福島県主管担当部局長 殿
仙台市主管担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の
積算方法等に関する試行について

平成25年2月19日に開催した第5回復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会において公表した「国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策の運用状況」のうち、労働者宿舎設置の積算方法等について、別添のとおり、被災三県で実施される国土交通省直轄工事における試行に係る運用が定められたところです。各発注者におかれては、これを参考として、適切な積算に努めて頂くようお願いいたします。

なお、被災三県におかれては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対し、また、所管の法人（市町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いします。